

○国土交通省告示第 号

船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第十八条第一項第一号及び第六十二条第二項の規定に基づき、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示及び船舶の排水設備の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年 月 日

国土交通大臣 金子 一義

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示及び船舶の排水設備の基準を定める告示の一部を改正する告示

（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部改正）

第一条 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「第一条の四」を「第二条第二項」に改める。

第八十四条第一項中「次項に規定する船舶以外の船舶に対しては、」を削り、「〇・〇八Lfとの間の距離とする。」を「次に掲げる距離のうちいずれか小さい距離との間の距離とする。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものは、管海官庁の指示するところによる。」に改め、同条第二項を削り、同条第一項の項番号を削り、同条に次の各号

を加える。

一 〇・一三Lf

二 〇・〇五Lfに三メートルを加えた距離又は〇・〇八Lfのうちいずれか大きい距離

(船舶の排水設備の基準を定める告示の一部改正)

第二条 船舶の排水設備の基準を定める告示(平成十年運輸省告示第三百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「船の深さ(メートル)。」を「船の深さ(メートル)」に改め、同号ただし書を削る。

第十九条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項又は第三項の規定にかかわらず、機関室に危急ビルジ吸引管を設ける場合であつて、管海官庁がビルジを吸引するポンプの能力等を考慮して差し支えないと認めるときは、危急ビルジ吸引管を設ける側には、直接ビルジ吸引口を設けることを要しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十一年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示による改正後の船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第八十四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示の一部改正）

第三条 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示（平成十年運輸省告示第三百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「第一条の五」を「第二条第四項」に改める。

（ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示の一部改正）

第四条 ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示（平成十一年運輸省告示第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条の五」を「第二条第四項」に改める。

第七条中「船舶区画規程第七条」を「船舶区画規程第二条第二十項」に改める。

（船舶の脱出設備の基準を定める告示の一部改正）

第五条 船舶の脱出設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）の一部を次の

ように改正する。

第三条第十号中「船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第四条の隔壁甲板」を「横置水密隔壁の上端に接する甲板」に改める。

（船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正）

第六条 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第四条の隔壁甲板」を「横置水密隔壁の上端に接する甲板」に改める。